

第5回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日（金） 午後2時00分～午後2時40分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（21名）
4. 欠席委員（1名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から8月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が16名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。私ごとですが、連日雨続きで農作業も大変苦労しております。ここひと月を見てもみますと、台風6号が接近しまして、内子町や愛媛県には被害がなかったと思いますが、これからの時期は台風シーズンということで十分気を付けていただけたらと思います。また、皆さん大変お忙しいなかですが、農地の調査をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより第5回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より、本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、7件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件、議案第3号、非農地証明について、1件、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、6件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、2件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は7件でございます。議案書のほうは1ページから8ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相

事務局

続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の9ページをご覧ください。議案第1号について、ご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、431㎡です。

譲渡人は、大阪府大阪市の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅付近から車で5分であることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

8月19日、農業委員の●さんと一緒に、●さんの父親の●さんにお会いして話を聞きました。

譲渡人の●さんは、大阪府大阪市にお住まいで、県外在住のため耕作困

●番
●委員

難であるため、地元にお住いの●さんに売買することになったそうです。申請地は、車で5分程度のところにあります。

また、●さんは農業歴30年、一緒に耕作される父の●さんは、農業歴60年です。農機具は、耕運機等も所有されており、今後も農業に励まれるとのことでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の10ページをご覧ください。地図の方は11から13ページになります。10ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、1,100㎡、田1筆、1,419㎡、合計2,519㎡です。申請人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場です。

転用の理由といたしまして、申請人が代表取締役を務める●は既存の事業地が手狭なため、申請地を資材置場などに利用したいとのことでした。なお、申請地は以前から資材置場として利用され現在に至っておりますので、今回違反転用の状態を解消したいとして、始末書を添付して申請書が提出されております。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成の際は、土留工を設けて土砂の流出を防止することから、排水などによる周辺への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

8月18日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人は申請地を貸資材置場等に転用し、自身が代表取締役を務める●の資材置場などに利用したいとのこと。申請地は、違反転用となっておりますので始末書が提出されており、排水機能や周辺農地への影響はないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われ。ます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませぬか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の14ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、15～17ページになります。

14ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 5,018㎡です。申請人は、松山市●の●さんです。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。現地写真は4、5ページになります。3ページにお戻りください。

申請理由として、周囲が山林となり日照不足になったことや、イノシシ等の鳥獣被害により農作業が困難になったため、申請人の父親が昭和50年頃に杉や桧を植林し現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願ひます。

●番 ●委員

8月19日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、●さんに電

- 番
- 委員

話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、周囲が山林で日照時間が短く耕作しても収穫量が上がらないことや、鳥獣被害により耕作が困難となったことから、昭和50年頃に申請人の父が植林をして現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、山林となっており、始末書も提出されていることから、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して、証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第4号1、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の18ページをご覧ください。議案第4号1についてご説明いたします。地図の方は21～25ページになります。18ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑3筆、合計11,548㎡です。編入の目的は、4筆とも優良農地のためです。

それでは、19ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであります。

なお、今回の案件につきましては、今後、栗などへの改植を行って農地を守っていかうということでありまますので、事務局としては、この計画の変更については適当であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

8月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに現地であって話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。

現地も確認してきましたが、これからも栗を栽培されるということで、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

続きまして、議案第4号2、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の26ページをご覧ください。議案第4号2についてご説明いたします。地図の方は29～35ページになります。26ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑5筆、5,481㎡です。編入の目的は、6筆とも優良農地のためです。

それでは、27ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであります。

なお、今回の案件につきましては、今後、栗などへの改植を行って農地を守っていかうということでもありますので、事務局としては、この計画の変更については適当であると考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願ひます。

●番
●委員

申請人は、内子町●の●さんです。

8月20日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんについて話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。

現地も確認してきましたが、柿が栽培されており、特に問題はないと思われま

続きまして、所有者は内子町●の●さんです。

8月20日、農業委員さんと一緒に土地所有者の●さんについて話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。

現地も確認してきましたが、果樹や野菜が栽培されており、今後は内子町●にお住いの●さんが栗を栽培する予定で、特に問題はないと思われま

最後に、内子町●の●さんです。

8月20日、農業委員さんと一緒に、申請人の●さんについて話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。

現地も確認してきましたが、柿が栽培されており、特に問題はないと思われま

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

会長

続きまして、議案第4号3、議案第4号4、議案4号5、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見については関連がありますので、一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

それでは、議案書の36ページをご覧ください。議案第4号3についてご説明いたします。地図の方は39、40ページになります。36ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田4筆、畑1筆、合計2,050㎡です。除外の目的は、進入路、資材置き場です。

それでは、37ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、今回の申請は、●が、進入路、資材置き場として利用するために農用地から除外するものでございます。

「1. 変更事由」及び「3. 変更要件」を見ていただきますと、申請地以外では、当該事業を実施することは困難であることや、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地はすでに違反転用となっておりますが、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

続いて、議案書の41ページをご覧ください。議案第4号4についてご説明いたします。地図の方は43～44ページになります。41ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田2筆、761㎡です。除外の目的は、進入路、資材置き場です。

それでは、42ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、今回の申請は、●が、進入路、資材置き場として利用するために農用地から除外するものでございます。

「1. 変更事由」及び「3. 変更要件」を見ていただきますと、申請地以外では、当該事業を実施することは困難であることや、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地はすでに違反転用となっておりますが、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得

事務局

ないものと考えております。

続いて、議案書の45ページをご覧ください。議案第4号5についてご説明いたします。地図の方は47～48ページになります。45ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、畑1筆、合計771㎡です。除外の目的は、進入路、資材置き場、駐車場です。

それでは、46ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、今回の申請は、●が、進入路、資材置き場、駐車場として利用するために農用地から除外するものでございます。

「1. 変更事由」及び「3. 変更要件」を見ていただきますと、申請地以外では、当該事業を実施することは困難であることや、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地はすでに違反転用となっておりますが、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

●委員

議案第4号3から議案第4号5は申請者が同じで関連がありますので、まとめて報告いたします。

8月19日、申請代理人である 行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

申請人は、内子町●に事務所を構え、●として建設業を営んでおりますが、資材置場が手狭になってきたことから、申請地を資材置場や駐車場として利用したいとして農用地区域から除外するものであります。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響や排水などの問題はないものと思われま。また、どの案件も既に資材置場などに利用されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されているようです。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。採決は、議案ごとに行います。
議案第4号3を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第4号3の農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第4号4を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第4号4の農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第4号5を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第4号5の農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

続きまして、議案第4号6内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の49ページをご覧ください。議案第4号6についてご説明いたします。地図の方は51、52ページになります。49ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年8月2日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 230㎡です。除外の目的は、宅地です。

それでは、50ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、今回の申請は●さんが、宅地の拡張のため

事務局

めに農用地から除外をするものでございます。

「1、変更事由」及び「3、変更要件」を見ていただきますと、申請地以外では、当該事業を実施することは困難であることや、周辺農地への影響は軽微と思われることから、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

また、申請地はすでに違反転用となっておりますが、農林振興課のほうで始末書の提出も確認しております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

8月19日、農業委員の●さんと一緒に現地を確認し、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは自宅に農作業用のスペースを確保するため、宅地に隣接する申請地を一体利用したいということであります。

また、申請地は違反転用となっておりますので、違反転用の状態を解消するために、農用地区域から除外するものであります。

周辺農地への影響は少なく、特に問題は無いものと思われます。ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の53ページをご覧ください。議案第5号についてご説明いたします。内子町長より、令和5年8月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求

事務局

められています。公告の予定年月日は、令和5年8月31日です。

集積計画の概要ですが、54ページをご覧ください。再設定が、畑6筆、合計10,697㎡です。

集積計画の内訳については、55ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、畑2筆、1,593㎡です。

貸付人は、内子町●の●さんと●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

2番 内子町●の農地、畑4筆、9,104㎡です。

貸付人は、松山市●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありますか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。